公共建築工事積算基準等の運用

令和 2 年 12 月

大阪市都市整備局企画部

公共建築工事積算基準等の運用　目次

第１編　総則

第２編　公共建築工事積算基準の運用

第３編　公共建築工事共通費積算基準の運用

第１章　共通費の区分と内容
第２章　共通仮設費の算定
第３章　現場管理費の算定
第４章　一般管理費等の算定
第５章　その他

第1編　総則

1　目的

本運用は、統一基準における「公共建築工事積算基準」及び「公共建築工事共通費積算基準」（以下、「共通費基準」という。）等の運用を大阪市都市整備局企画部として定めたもので、適正な工事費の積算に資することを目的とする。

第２編　公共建築工事積算基準の運用

工事費の積算にあたっては、「公共建築工事積算基準」（太線枠内）によるほか、以下による。

公共建築工事積算基準

（目的）

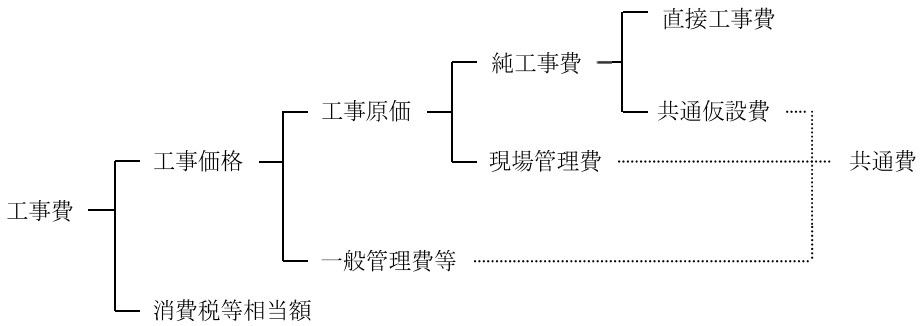
第１　この基準は、公共建築工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

（工事費の種別及び区分）

第２　工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等の工事種別ごとに行う。工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って各工事種目ごとに区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

（工事費の構成）

第３　工事費の構成は、次のとおりとする。



（工事費内訳書）

第４　工事費内訳書は、「公共建築工事内訳書標準書式」による。

（直接工事費）

第５　直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる各項による。

(1)算定の方法

算定の方法は、次のイからハによる。

イ　材料価格及び機器類価格（「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。

ロ　単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。

ハ　イ又はロによりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。

(2)　単価及び価格

算定の方法に用いる単価及び価格については、「公共建築工事標準単価積算基準」による。

(3)　数量

算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、「公共建築数量積算基準」、電気設備工事及び機械設備工事においては、「公共建築設備数量積算基準」による。

（共通費）

第６　共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については、「公共建築工事共通費積算基準」の定めによる。

(1)　共通仮設費

共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。

(2)　現場管理費　現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。

(3)　一般管理費等　一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益等からなる。

（消費税等相当額）

第７　消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。

（設計変更における工事費）

第８　設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、原則として当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

（工事費内訳書）

「建築工事積算要領」（大阪市都市整備局企画部）を基本とし、これによりがたい場合は「公共建築工事内訳書標準書式」を参考とする。

第３編　公共建築工事共通費積算基準の運用

共通費の積算に当たっては、「公共建築工事共通費積算基準」（太線枠内）によるほか、以下による。

第１章　共通費の区分と内容

公共建築工事共通費積算基準

１　共通費の区分と内容

共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－1、表－２並びに表－３及び表―4の内容を一式として計上する。

ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。

表－1　共通仮設費

項　　目	内　　容
準　備　費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舎、作業員施設等に要する費用
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
そ　の　他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－2　現場管理費

項　　目	内　　容
労務管理費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保　険　料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与
施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用
退　職　金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金

法定福利費	現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、ＯＡ機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
その他	会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－3　一般管理費

項目	内容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

表－4　付加利益等

法人税、都道府県民税、市町村民税等（表－３の租税公課に含むものを除く）

株主配当金

役員賞与（損金算入分を除く）

内部留保金

支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

第２章　共通仮設費の算定

２　共通仮設費の算定

(1) 共通仮設費は、表－1 の内容について、費用を積上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。

ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、発生材処分費を含まないものとする。

(2) 共通仮設費率は、別表－1 から別表－7 によるものとする。

なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。

(3) 当該共通仮設費率に含まれる内容は表－5 及び表－6 とする。

表－5 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項　　目	内　　容
準　備　費	敷地整理（新営の場合）、その他の準備に要する費用。
仮設建物費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ　の　他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表－6　　電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項　　目	内　　容
準　備　費	その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ　の　他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

(4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行う。

(5) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、通常の建物本体工事（以下「一般工事」という。）に、通常の建物本体工事に含まれない表－7 に示す工事等（以下「その他工事」という。）を含ませて発注する場合、別途共通仮設費を算定する。

表－7 その他工事

特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事
造園工事
舗装工事
取り壊し工事
電波障害防除設備工事
さく井設備工事

(6) その他工事を単独で発注する場合並びに電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。

(7) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

(1) 共通仮設費は、共通仮設費率により算定し、率に含まれない内容は積み上げにより算定して加算する。

共通仮設費 ＝（直接工事費×共通仮設費率）＋ 積み上げによる共通仮設費

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

(2) 共通仮設費率の算定に用いるＴ（工期）は下記による。

Ｔ（工期）は、設定工期首から工期末までの期間から換算した日数とする。

月単位の換算は、契約手続き期間を考慮し、7日を減じたうえ 30 日／月にて除す。その値は小数点以下第 2 位を四捨五入して 1 位止めとする。

ただし、議会の議決が必要な工事については、工事に必要な工事期間に契約手続き期間を含めない。

なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を 30 日／月にて除し、この値をＴ（工期）として共通仮設費率を算出する。

工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるＴ（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(設定工期首について)

工事期限から工事に必要な工事期間を遡った日を工期首として設定する。

(3) 積上げにより算定する共通仮設費は第 5 章 1 による。

建築工事において、監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は共通仮設費率の補正を下記により行う。

新営工事及び改修工事ともに共通仮設費率に 0.9 を乗じる。

ただし、既存施設を監理事務所（監督職員事務所）等として利用できる場合は、利用中の維持管理費、利用後の現場復旧に要する費用を考慮し低減は行わない。

また、監理事務所（監督職員事務所）を積み上げにより算定する必要がある場合は、上記補正を行い、積み上げ分を加算する。

(算定方法)

・一般工事の場合

直接工事費（一般工事）×共通仮設費率×補正(3)

・鉄骨工事の場合

直接仮設工事（鉄骨工事）×共通仮設費率×（補正(3)×補正(4)）

(4) 鉄骨工事における共通仮設費の補正は下記による。

補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは第 5 章 2 によるものとし、その共通仮設費率に 0.9 を乗じる。

なお、積み上げによる共通仮設費は、鉄骨工事以外の一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費は鉄骨工事以外の一般工事の純工事費と鉄骨工事の純工事費に区分する。

(5) 共通仮設費の算定は下記による。

イ　一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定し、その他工事は共通仮設費率を 1%で算定する。

ロ　その他工事を単独で発注する場合は、見積り等を参考に算定する。

ハ　労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設費率は､その率に 0.9 を乗じて算定する。

ニ　仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。

(6) リース料の取り扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合のリース料については、共通仮設費を算定しない。

(7) 共通仮設費率の留意事項

① 動力用水光熱費

率に含まれる動力用水光熱費については、新営工事は引込費用及び使用料、改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメーター設置費と使用料が該当する。

② 屋外整理清掃費

施工中に発生する端材等の処理に要する費用（指定された集積場所から場外へ搬出するための積込み、運搬費及び処分費）は、共通仮設費率に含む。

３　現場管理費の算定

(1)　現場管理費は、表－２の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。

ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、発生材処分費を含まないものとする。

(2) 現場管理費率は別表－8から別表－14によるものとする。

なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。

(3) 現場管理費率に含まれる内容は表－2 による。

(4)　建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、現場管理費率の補正を行う。

(5) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、一般工事にその他工事を含ませて発注する場合、別途現場管理費を算定する。

(6)　その他工事を単独で発注する場合並びに電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途現場管理費を算定する。

(7)　設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

(1) 現場管理費は、現場管理費率により算定し、率に含まれない内容は積み上げにより算定して加算する。

現場管理費＝（純工事費×現場管理費率）＋積上げによる現場管理費

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。

(2) 現場管理費率の算定に用いるＴ（工期）は下記による。

Ｔ（工期）は、設定工期首から工期末までの期間から換算した月数とする。

月単位の換算は、契約手続き期間を考慮し、7 日を減じたうえ 30 日／月にて除す。その値は小数点以下第 2 位を四捨五入して 1 位止めとする。

ただし、議会の議決が必要な工事については、工事に必要な工事期間に契約手続き期間を含めない。

なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を 30 日／月にて除し、この値をＴ（工期）として現場管理費率を算出する。

工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。）があった場合、現場管理費率の算定に用いるＴ（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

（設定工期首について）

工事期限から工事に必要な工事期間を遡った日を工期首として設定する。

(3) 当該現場管理費率に含まれず、積上げにより算定する現場管理費は下記による。

イ 要員等の費用

条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）は、積み上げにより算定して加算する。

ロ 工事実績情報（コリンズ）の登録については次による。

工事費（消費税等相当額含む。）が 2,500 万円未満の昇降機設備工事は、その費用を積み上げにより算定して加算する。500 万円未満の工事費は、登録を必要としない。

(4) 鉄骨工事における現場管理費の補正は下記による。

補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは第 5 章 2 によるものとし、その現場管理費率に 1.0 を乗じる。

(5) 現場管理費の算定は下記による。

イ 一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定し、その他工事は現場管理費率を 2%で算定する。

ロ その他工事を単独で発注する場合は、見積り等を参考に算定する。

ハ 労務費の比率が著しく少ない工事の現場管理費率はその率に 0.8 を乗じて算定する。

ニ 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。

(6) リース料の取り扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合のリース料については、現場管理費を算定しない。

(7) 労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正

建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降設備工事において、入札公告等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落防止器具費（フルハーネス型）の補正を行う場合は、一般工事の現場管理費率に 1.01 を乗じる。

なお、(4)鉄骨工事の補正を行う場合及び(5)ハ労務費の比率が著しく少ない工事の補正を行う場合は、1.01 の補正に(4)及び(5)ハを乗じる。

（算定方法）

・一般工事の場合

純工事費（一般工事）×現場管理費率×補正(7)

・鉄骨工事の場合

純工事費（鉄骨工事等）×現場管理費率×（補正(7)×補正(4)又は補正(5)ハ

4　一般管理費等の算定

(1) 一般管理費等は、表－3 及び 表―4の内容について、工事原価に対する比率により算定する。なお契約保証費については、必要に応じて別途加算する。

(2) 一般管理費等率は、別表－15 から別表－17 による。

(3) その他工事を単独で発注する場合並びに電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。

(4) 設計変更における一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。ただし、設計変更については契約保証費にかかる補正を行わない。

(1) 一般管理費等は、一般管理費等率により算定し、必要に応じて契約保証費の加算等を行い算定する。

一般管理費等＝（工事原価×一般管理費等率）＋積上げによる一般管理費等

契約保証費については、下記の方法により契約保証費率を加算する。

ただし、工事費総額が 500 万円未満又は工期が 60 日未満のいずれかの場合は、契約保証費率を乗じない。

契約保証費率

内　　容	(%)
保証の方法 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 （大阪市工事請負契約書第 5 条を採用する場合）	0.04
保証の方法 2：上記以外の場合	補正しない
注）契約保証のうち、保証の方法 2 の具体例は以下のとおり。 ①大阪市契約規則第 34 条 1 項の規定により、工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合	

(2) 前払金支出割合が 35%以下において一般管理費等率を算定する場合は、下記の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じて得た率とする。

イ　契約金額が 100 万円未満の場合は、前払金を請求することができないため、工事費総額が 100 万円未満の場合、一般管理費等率補正を適用する。

ロ　債務負担行為工事等に係る前払金年度分割案件には、一般管理費等率補正は適用しない。

一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分（%）	補正係数
5 以下	1.05
5 を超え 15 以下	1.04
15 を超え 25 以下	1.03
25 を超え 35 以下	1.01

(3)　一般管理費等の算定は次による。

その他工事を単独で発注する場合は、見積り等を参考に算定する。

第 5 章　その他

1　当該共通仮設費率に含まれない内容の積み上げについて

(イ) 準備費

敷地測量、道路占用料、仮設用借地料、条件明示された既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用は積み上げにより算定して加算する。

(ロ) 仮設建物費

① 設計図書によるイメージアップ費用

② 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事において、監理事務所（監督職員事務所）を設置する場合、事務所の規模については設計図書に基づき積み上げにより算定して加算する。備品等の費用も同様とする。

③ 建築工事において、監理事務所（監督職員事務所）の通常の備品等の費用は共通仮設費率に含み、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容については積み上げにより算定して加算する。

(ハ) 工事施設費

仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書によるイメージアップ費用

(ニ)環境安全費

工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導員に要する費用、 設計図書に基づき、「安全管理・合図等の要員に要する費用」として積み上げにより算定して加算する。

(ホ)動力用水光熱費

本受電後の電力基本料金

(ヘ)機械器具等

新営工事における荷揚用揚重機械の費用。

(ト)その他

材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、コンクリート圧縮試験費及び鉄筋の圧接試験費（引張り試験、超音波探傷試験）を除き、試験費を積み上げにより算定する。

2　主体構造物にかかわる鉄骨工事の補正に関する取り扱いについて

(1) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における取り扱い

鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取り扱う項目は下表の通り全て補正の対象とする。ただし、建方機械器具（定置式・移動式）は共通仮設費として積み上げる。

（注）○印は対象項目、△印は鉄骨造のみ対象項目

鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正					
鉄骨工事					
鋼材費	○	工場加工費	○	鉄骨運搬費	○
工場塗装	○	溶融亜鉛めっき処理	○	現場錆止め塗装	○
建て方費	○	溶接試験	○	現場溶接	○
アンカーボルト	○	スタッド溶接	○	柱底均しモルタル	○
デッキプレート（合成スラブ用）	○	フラットデッキ（床型枠用）	△	耐火被服	○
付帯鉄骨（母屋、胴縁）	○	鉄骨階段・鉄骨庇	△	専用仮設	○
鉄塔	○	C．W一次ファスナー	○	設備機器架台	○

(2) 鉄筋コンクリート造における取り扱い

体育館、倉庫、格納庫等の鉄筋コンクリート造において、屋根部が鉄骨造の場合は補正の対象とする。また、鉄骨階段、鉄骨庇、設備機器架台等の主体構造物にかかわらない鉄骨工事は補正の対象としない。

(3) 鉄塔の取り扱い

鉄塔については単体として取り扱い、設置場所（地盤面、鉄筋コンクリート造屋上面）にかかわらず補正の対象とする。

(4) フラットデッキの取り扱い

フラットデッキについては、鉄骨造の場合に限り補正の対象とする。

3　指定部分及び指定部分工期

原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。

なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。

4　新営工事と改修工事を一括して発注する場合

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ　共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。

ロ　現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費率は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。

ハ　一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(2) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。

5 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ロ 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ハ 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(2) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に算定する。

6 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

ロ 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費率は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

ハ 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

(2) 主たる工事以外のいずれかの工事(昇降機設備工事を除く。)が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。

※軽微な工事とは、原則として次のいずれかに該当するものをいう。また、工事内容、工事費の比率等を考慮し、適切に対応する。

イ 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20 以下又は 300 万円以下の場合

ロ 工事内容、工事費及び工期から判断して、イに準ずるとみなせる場合

(3) 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

7　工事一時中止に伴う増加費用

(1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）に基づき、当該費用の内容（項目・数量）の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。

(2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。

(3) 工事を一時中止に伴う増加費用の算定は、以下による。

イ　工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下、「中止期間中の現場維持等の費用」という。）に工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものとする。

（イ）　工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し 又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員(専門職種を含む。以下同じ)を保持するために必要とされる費用等とする。

（ロ）　工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。

（ハ）　工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。

ロ　中止期間中の現場維持等の費用は、基本計画書に基づき実施された内容について、受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の予定価格の作成時に積み上げで算定したものについては、当初契約時の積算の方法により積み上げ計上する。

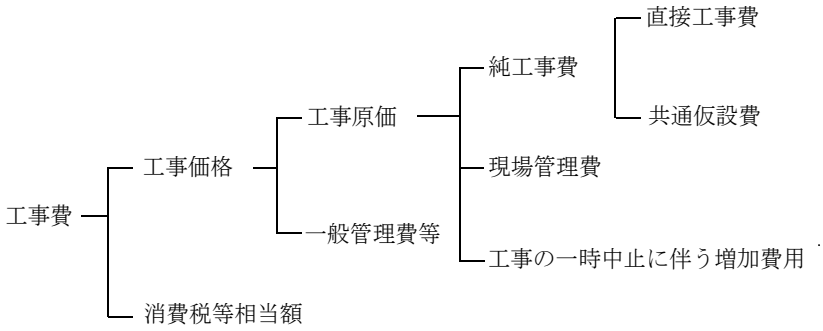
ハ　工事の一時中止に伴う本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、中止期間中の現場維持等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。なお、一般管理費等率は、工事原価に中止期間中の現場維持等の費用を加算した額に対する一般管理費等率とする。

ニ　契約保証費は補正を行わない。

(4) 中止期間中の現場維持等の費用は、中止した工事の内訳書の中に「工事の一時中止に伴う増加費用」として原契約の工事費とは別に計上するものとする。

ただし、内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合計額を工事費とみなすものとする。

(5) 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事原価内で計上し、一般管理費等の対象とする。このため、当該費用には一般管理費等は含めない。



(6) 工事一時中止に伴う増加費用の算定は、落札率を考慮し、工事現場の維持等に要する費用に本支店における増加費用を加えて得た額に落札率を乗じ、さらに消費税相当額を加えて得た額とする。

8　新たな追加の工事等の取扱い

（1）　以下の場合の費用には、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」（以下「当初請負比率」という。）を乗じない。

イ　新たな追加の工事

現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予測することのできない特別な状態が生じ、以下の(イ)から(ホ)の新たな種類の工事を追加する場合の費用。

(イ)とりこわし(地下埋設物及び埋設配管に限る)

(ロ)地盤改良

(ハ)土壌汚染処理

(ニ)アスベスト含有吹付材及び保温材等の処理

(ホ)上記(イ)から(ニ)に伴う発生材処理

ロ　公共料金

現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用

（2）　(1)イの新たな追加の工事に関して、当該追加の工事に係る設計変更における工事費は、当該変更に係る直接工事費を積算し、これに当該変更に係る共通費を加えて得た額に、当該追加の工事が新たに追加された際の請負代金の変更額から消費税等相当額を減じた額を当該変更契約時の工事費内訳書記載の工事価格で除した比率(以下「当該追加の工事に係る請負比率」という。)を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

別表－1 共通仮設費率（新営建築工事）

直接工事費		1 千万円以下	1 千万円を超える
共通仮設費率	上限	4.33%	$5.78\times P^{-0.0313}$
		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	3.25%	$4.34\times P^{-0.0313}$

算定式

$Kr=7.56\times P^{-0.1105}\times T^{0.2389}$

ただし、Ｋｒ：共通仮設費率（%）

Ｐ　：直接工事費（千円） とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う

Ｔ　：工期（か月）

注１．本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注２．Ｋｒの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表－2 共通仮設費率（改修建築工事）

直接工事費		5 百万円以下	5 百万円を超える
共通仮設費率	上限	6.07%	$11.74\times P^{-0.0774}$
		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	3.59%	$6.94\times P^{-0.0774}$

算定式

$Kr=18.03\times P^{-0.2027}\times T^{0.4017}$

ただし、Ｋｒ：共通仮設費率（%）

Ｐ　：直接工事費（千円） とし、5 百万円以下の場合は、5 百万円として扱う

Ｔ　：工期（か月）

注１．本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注２．Ｋｒの値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

別表－3　共通仮設費率（新営電気設備工事）

直接工事費		5 百万円以下	5 百万円を超える
共通仮設費率	上限	7.19%	$16.73\times P^{-0.0992}$
		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	3.90%	$9.08\times P^{-0.0992}$

算定式

$Kr=22.89\times P^{-0.2462}\times T^{0.4100}$

ただし、Ｋｒ：共通仮設費率（%）

Ｐ　：直接工事費（千円） とし、5 百万円以下の場合は、5 百万円として扱う

Ｔ　：工期（か月）

注１．本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注２．Ｋｒの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表－4 共通仮設費（改修電気設備工事）

直接工事費		3 百万円以下	3 百万円を超える
共通仮設費率	上限	5.21%	$8.47\times P^{-0.0608}$
		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	1.91%	$3.10\times P^{-0.0608}$

算定式

$Kr=10.15\times P^{-0.2462}\times T^{0.6929}$

ただし、Ｋｒ：共通仮設費率（%）

Ｐ　：直接工事費（千円） とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う

Ｔ　：工期（か月）

注１．本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注２．Ｋｒの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表－5 共通仮設費（新営機械設備工事）

直接工事費		5 百万円以下	5 百万円を超える
共通仮設費率	上限	5.51%	$12.40\times P^{-0.0952}$
		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	4.86%	$10.94\times P^{-0.0952}$

算定式

$Kr=12.15\times P^{-0.1186}\times T^{0.0882}$

ただし、Ｋｒ：共通仮設費率（%）

Ｐ　：直接工事費（千円） とし、5 百万円以下の場合は、5 百万円として扱う

Ｔ　：工期（か月）

注１．本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注２．Ｋｒの値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

別表－6　共通仮設費率（改修機械設備工事）

直接工事費		3 百万円以下	3 百万円を超える
共通仮設費率	上限	4.96%	$7.02\times P^{-0.0433}$
		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	1.73%	$2.44\times P^{-0.0433}$

算定式

$Kr=12.21\times P^{-0.2596}\times T^{0.6874}$

ただし、Ｋｒ：共通仮設費率（%）

Ｐ　：直接工事費（千円） とし、3 百万円以下の場合は、3 百万円として扱う

Ｔ　：工期（か月）

注１．本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注２．Ｋｒの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表－７　共通仮設費率（昇降機設備工事）

直接工事費	1 千万円以下	1 千万円を超え 5 億円以下	5 億円を超える
共通仮設費率	3.08%	共通仮設費率算定式により算定された率	2.07%

算定式

$Kr = 7.89 \times P^{-0.1021}$

ただし、Ｋｒ：共通仮設費率（%）

Ｐ　：直接工事費（千円）

注１．本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注２．Ｋｒの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表－8　現場管理費率（新営建築工事）

純工事費		1千万円以下	1千万円を超える
現場管理費率	上限	20.13%	$75.97 \times Np^{-0.1442}$
		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	10.01%	$37.76 \times Np^{-0.1442}$

算定式

$Jo = 151.08 \times Np^{-0.3396} \times T^{0.5860}$

ただし、Ｊｏ：現場管理費率（%）

Ｎｐ：純工事費（千円）とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う

Ｔ　：工期（か月）

注１．本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注２．Ｊｏの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表－9　現場管理費率（改修建築工事）

純工事費		5 百万円以下	5 百万円を超える
現場管理費率	上限	26.86%	$184.58 \times Np^{-0.2263}$
		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	12.70%	$87.29 \times Np^{-0.2263}$

算定式

$Jo = 356.20 \times Np^{-0.4085} \times T^{0.5766}$

ただし、Ｊｏ：現場管理費率（%）

Ｎｐ：純工事費（千円）　とし、5 百万円以下の場合は、5 百万円として扱う

Ｔ　：工期（か月）

注１．本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注２．Ｊｏの値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

別表－10 現場管理費率（新営電気設備工事）

純工事費		5 百万円以下	5 百万円を超える
現場管理費率	上限	38.60%	$263.03\times Np^{-0.2253}$
		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	22.91%	$156.07\times Np^{-0.2253}$

算定式

$Jo=351.48\times Np^{-0.3528}\times T^{0.3524}$

ただし、Ｊｏ：現場管理費率（%）

Ｎｐ：純工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う

Ｔ　：工期（か月）

注１．本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注２．Ｊｏの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表－11 現場管理費率（改修電気設備工事）

純工事費		3 百万円以下	3 百万円を超える
現場管理費率	上限	50.37%	$530.68\times Np^{-0.2941}$
		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	17.67%	$186.18\times Np^{-0.2941}$

算定式

$Jo=658.42\times Np^{-0.4896}\times T^{0.7247}$

ただし、Ｊｏ：現場管理費率（%）

Ｎｐ：純工事費（千円）　とし、3 百万円以下の場合は、3 百万円として扱う

Ｔ　：工期（か月）

注１．本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注２．Ｊｏの値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

別表－12 現場管理費率（新営機械設備工事）

純工事費		5 百万円以下	5 百万円を超える
現場管理費率	上限	31.23%	$165.22\times Np^{-0.1956}$
		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	17.14%	$90.67\times Np^{-0.1956}$

算定式

$Jo=152.72\times Np^{-0.3085}\times T^{0.4222}$

ただし、Ｊｏ：現場管理費率（%）

Ｎｐ：純工事費（千円）　とし、5 百万円以下の場合は、5 百万円として扱う

Ｔ　：工期（か月）

注１．本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注２．Ｊｏの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表－13 現場管理費率（改修機械設備工事）

純工事費		3 百万円以下	3 百万円を超える
現場管理費率	上限	42.07%	$467.95\times Np^{-0.3009}$
		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	15.25%	$169.65\times Np^{-0.3009}$

算定式

$Jo=825.85\times Np^{-0.5122}\times T^{0.6648}$

ただし、Ｊｏ：現場管理費率（%）

Ｎｐ：純工事費（千円）とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う

Ｔ　：工期（か月）

注１．本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注２．Ｊｏの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表－14　　現場管理費率（昇降機設備工事）

純工事費	1 千万円以下	1 千万円を超え 5 億円以下	5 億円を超える
現場管理費率	3.98%	現場管理費率算定式により算定された率	2.26%

算定式

$Jo=15.10\times Np^{-0.1449}$

ただし、Ｊｏ：現場管理費率（%）

Ｎｐ：純工事費（千円）

注１．本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注２．Ｊｏの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表－15　一般管理費等率（建築工事）

工事原価	5 百万円以下	5 百万円を超え 30 億円以下	30 億円を超える
一般管理費等率	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%

算定式

$Gp=28.978-3.173\times \log(Cp)$

ただし、Ｇｐ：一般管理費等率（%）

Ｃｐ：工事原価（千円）

注１．Ｇｐの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表－16 一般管理費等率（電気設備工事）

工事原価	3 百万円以下	3 百万円を超え 20 億円以下	20 億円を超える
一般管理費等率	17.49%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.06%

算定式

Ｇｐ＝29.102－3.340×ｌｏｇ（Ｃｐ）

ただし、Ｇｐ：一般管理費等率（%）

Ｃｐ：工事原価（千円）

注１．Ｇｐの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表－17 一般管理費等率（機械設備工事、昇降機設備工事）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07%

算定式

Ｇｐ＝27.283－3.049×ｌｏｇ（Ｃｐ）

ただし、Ｇｐ：一般管理費等率（%）

Ｃｐ：工事原価（千円）

注１．Ｇｐの値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

＜改正経過＞

公共建築工事積算基準等の運用　（制定：平成 24 年 4 月 1 日）

改正　平成 25 年 4 月 1 日

平成 26 年 8 月 1 日

平成 27 年 8 月 3 日

平成 28 年 8 月 1 日

平成 29 年 4 月 3 日

平成 29 年 8 月 1 日

平成 30 年 8 月 1 日

平成 30 年 12 月 15 日

令和元年 12 月 15 日

令和 2 年 12 月 1 日